

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 63 年 12 月まで
② 平成元年 1 月から 2 年 3 月まで

私は、平成元年分及び2年分の確定申告書（控）に国民年金保険料を納付していたことを示す記載があるとともに、妻は昭和 60 年 4 月から国民年金保険料が納付済みとされていることから、少なくとも 60 年 4 月以降は、妻が国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたはずであり、申立期間が私のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人から提出された平成元年分及び2年分の確定申告書（控）の社会保険料控除額欄には、いずれも国民年金保険料の納付額が記載され、その金額は当時の国民年金保険料額と一致している。

一方、申立期間①については、申立人の妻が申立人の申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付をしていたとされる申立人の妻は、国民年金の加入手続を行った時期、保険料の納付金額について記憶が明確でなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録上、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 2 年 5 月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間①のうち昭和 60 年 4 月から 63 年 3 月までは時効により納付できない期間である上、申立期間①当時、申立人が確定申告書の作成を依頼していたとする税理士及び申

立人の妻が国民年金保険料を納付していたとする集金人は既に他界しており、申立人の妻が申立人の申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人の妻が申立人の申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から2年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金 事案 447

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月

私は、婚姻後、妻が国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している上、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻は、国民年金加入期間について、国民年金保険料を完納していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は1か月と短期間である上、申立期間直前の期間は納付済みとされていることから、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻は、申立期間に係る国民年金保険料の納付書を受け取っていたものと考えられ、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成14年7月1日に資格を取得し、19年1月23日に資格を喪失しているところ、申立期間①及び②は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間にかかる資格喪失日（16年4月1日）及び資格取得日（16年11月1日）を取り消すとともに、申立期間①の標準報酬月額を18万円とし、申立期間②の標準賞与額を10万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料について、納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月1日から同年10月31日まで
② 平成16年6月11日

私は、A社に在職していた時、出産に伴い、平成16年1月21日から同年11月24日まで育児休業する予定としていたが、当初の予定よりも早い16年4月1日に仕事に復帰し、毎月の給与及び16年6月11日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間①及び②の厚生年金保険料が納付されていない状況となっている。

同社では、誤りに気づき、平成21年7月に社会保険事務所へ16年3月31日付けの育児休業終了届を提出し、育児休業期間の記録訂正は行われたが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われない記録とされていることから、保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する申立期間①に係る給与明細書及び申立期間②に係る賞与

支払明細書により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書の厚生年金保険料控除額から18万円とし、申立期間②の標準賞与額については、賞与支払明細書の厚生年金保険料控除額から10万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年7月に申立てに係る育児休業終了届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年11月の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、船舶所有者における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和27年11月30日）及び資格取得日（昭和27年12月17日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和26年1月27日から同年5月19日まで
② 昭和26年5月20日から同年7月24日まで
③ 昭和26年7月24日から同年9月2日まで
④ 昭和27年11月30日から同年12月17日まで

船員手帳によると、私は、申立期間①はA氏が所有するB丸に、申立期間②はC氏が所有するD丸に、それぞれ乗船勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

また、船員手帳によると、私は、E氏が所有するF丸には昭和26年7月24日から乗船勤務していたにもかかわらず、船員保険の被保険者資格の取得日は同年9月2日とされ、申立期間③が船員保険に未加入とされており、さらに、G氏が所有するH丸には、27年7月5日から28年4月25日まで継続して乗船勤務したにもかかわらず、申立期間④が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

なお、私は、申立期間①、②、③及び④において、通信士として乗船勤務していた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が提出した船員手帳の記録により、申立人は、申立期間①、②、

③及び④において、各船舶所有者が所有する船舶に通信士として乗船勤務していたことが確認できる。

- 2 申立期間④について、当時の複数の同僚は、「申立期間④は、漁期と漁期の谷間にある休漁期間と思われ、多くの船員は雇用期間とはされていなかったが、一部の船員は、漁の後始末や次の出漁準備などのため、継続して雇用されていた。」旨を供述しており、社会保険事務所が保管するG氏（船舶所有者）の船員保険被保険者名簿により、申立人と同様、昭和27年7月20日に同氏が所有する船舶で船員保険の被保険者資格を取得している14人のうち4人は、申立期間④において継続して船員保険に加入していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するG氏（船舶所有者）の船員保険被保険者名簿により、昭和27年10月30日に船員保険の被保険者資格を喪失し、同年12月17日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「自分の船員手帳に記載された雇入期間と、船員保険加入期間とは一致している。」旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、G氏が所有するH丸について、船員手帳により継続して乗船勤務していたことが確認できる申立人は、申立期間④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和27年10月の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険庁の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年11月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間④に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間①、②及び③について、社会保険事務所の記録によると、船員保険の事業所としての新規適用年月日は、A氏（船舶所有者）は昭和27年8月25日、C氏（船舶所有者）は32年1月21日及びE氏（船舶所有者）は26年9月2日とされており、各船舶所有者とも申立期間①、②及び③は船員保険の適用事業所として確認できない上、社会保険事務所が保管する各船舶所有者の船員保険被保険者名簿により、船舶所有者が所有する船舶に乗船勤務していたことが確認できる複数の船員等は、「当時、船員の中には、船員保険について詳しい人もおり、船員保険に未加入の船舶

所有者が船員保険料を控除することは無かった。」、「船舶所有者は、船頭等に対し、総漁獲高から控除する項目等を説明していたことから、船員保険に未加入である期間の船員保険料は控除されていなかったと思う。」旨を供述していることから、申立人が、申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難いほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年10月まで

申立期間については、私の兄が、国民年金制度が発足した時に、同居していた家族5人の国民年金の加入手続を行うとともに、家族5人分の国民年金保険料を集金人に毎月納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の兄が同居していた家族5人分の国民年金保険料を集金人に毎月納付していたと主張しているが、当該家族のうち、申立期間が納付済みとされているのは申立人の兄夫婦のみで、申立人の妻及び弟は申立期間が未納とされていることから、申立人の兄が、当該家族全員の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人の兄が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金保険料の納付をしていたとされる申立人の兄は病気のため証言が得られず、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の兄が国民年金保険料を毎月納付していたとされる集金人は、既に他界しており、申立人の兄が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 50 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 50 年 5 月まで

私は、国民年金制度が始まった時に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金していた保育園の P T A に、子供の在園中及び卒園後の 2 年間くらい、国民年金保険料を納付するとともに、その後は、市町村役場で国民年金保険料を一年分まとめて毎年納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録によれば、昭和 50 年 6 月 19 日に国民年金に任意加入したことから、申立期間は未加入期間とされており、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる上、申立人からは国民年金の加入手続、保険料の納付金額について具体的な供述が得られず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は 170 か月と長期間に及んでいる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間当時、申立人の子供が通園する保育園において、国民年金保険料の集金が行われていたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年11月及び同年12月

私は、国民年金保険料の納付書が送付されてきたことから、平成17年2月に金融機関で当該保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

なお、申立期間の国民年金保険料を納付したことにより、平成16年分の所得税について、税務署で確定申告の更正請求を行っており、その際に当該保険料の払込証明書も提出している。

第3 委員会の判断の理由

税務署が保管する申立人の平成16年分確定申告の更正請求によれば、当該請求に添付された国民年金保険料の払込証明書は、申立期間に係るものではなく、社会保険庁の記録上、納付済みとされている15年6月及び同年7月の国民年金保険料の払込証明書であることが確認できることから、申立人が当該期間の国民年金保険料について、申立期間の国民年金保険料を納付したものと誤認していると考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を平成17年2月に納付したのであれば、その納付金額を17年分確定申告に計上することとなるが、税務署が保管する当該申告書には、申立期間の国民年金保険料に相当する金額は記載されていない上、申立期間は、社会保険庁の記録上、国民年金の未加入期間とされており、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 17 日から 37 年 7 月 5 日まで

申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の事業所別被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後それぞれ 10 ページに記載されている女性の被保険者のうち、社会保険庁のオンライン記録により、脱退手当金の受給要件を満たし、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 3 年以内に資格喪失している女性 16 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、10 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 7 か月以内に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 37 年 11 月 22 日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間が別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然であるほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

高知厚生年金 事案 249

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月から22年6月21日まで
② 昭和26年6月から27年7月まで

私は、昭和21年6月から25年1月31日まで、A社のB工場に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

また、C社D工場に勤務していた期間のうち、申立期間②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が提出した給料明細書及び当時の同僚の供述により、申立人は、申立期間①において、E社（昭和21年9月15日にA社へ名称変更）のB工場又はA社のB工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が提出した昭和21年6月分から同年12月分まで、22年5月分及び同年6月分の給料明細書を見ると、当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、当時の複数の同僚からは、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

また、社会保険事務所が保管するA社B工場の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和22年6月21日に同社B工場^{こんせき}で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、21年4月21日から22年4月1日までの期間について、社会保険事務所が保管する同社B工場の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない上、社会保険事務所の記録により、厚生年金保険の適用事業所とされていたことが確認できるA社及び同社F工場に

ついて、社会保険事務所が保管する両事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿をそれぞれ確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が提出した給料明細書及び当時の同僚の供述により、申立人は、申立期間②において、C社D工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社には、申立期間②当時の賃金台帳等の資料は無い上、申立人が提出した昭和27年5月分の給料明細書を見ると、当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、当時の同僚からは、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

また、昭和26年6月1日から27年6月1日までの期間について、社会保険事務所が保管するC社D工場の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡^{こんせき}は認められない上、社会保険事務所の記録により、厚生年金保険の適用事業所とされていたことが確認できるC社について、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

- 3 このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から同年 9 月まで

私は、昭和 57 年 2 月に A 社に入社し、公職議員選挙に出馬を予定していた同社社長の後援会事務所のスタッフとして勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間において、A 社に同社社長の後援会事務所のスタッフとして勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する A 社の被保険者原票により、申立期間当時、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ同社社長の後援会事務所のスタッフとして勤務していたとする同僚は、「後援会事務所のスタッフは、通常、厚生年金保険に加入させてくれなかったが、私は、健康保険証が必要となったことから、会社に申し出て健康保険と厚生年金保険に加入させてもらった。」旨供述している上、社会保険庁の記録により、申立期間当時、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ連絡のとれた複数の同僚は、前述の同僚を除き、いずれも後援会事務所のスタッフではなかった旨を供述していることから、申立期間において、同社社長の後援会事務所のスタッフとして勤務していた申立人は、厚生年金保険に未加入であったものと考えても不自然ではない。

また、雇用保険の加入記録によると、申立期間当時、申立人が雇用保険に加入した記録は存在しない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間を含む前後の期間について、社会保険事務所が保管するA社の被保険者原票を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

このほか、当時の同僚からも、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除の有無等についての供述は得られず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年3月1日から26年10月21日まで
② 昭和26年11月1日から27年9月5日まで
③ 昭和29年4月1日から30年2月7日まで

私は、昭和24年3月1日から26年10月21日までA社に、26年11月1日から27年9月5日までB社に、29年4月1日から30年2月7日までC社に、それぞれ勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶する同僚の氏名が、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で確認できる上、当該被保険者名簿により、昭和28年11月1日に同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「自分は昭和20年ごろからA社に勤務しており、申立人のことは知っている。」旨供述していることから、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。しかし、当該同僚の供述からは、申立人がA社に勤務していた期間を特定することはできない上、その他の同僚等からは、申立期間①における申立人の勤務実態及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

また、社会保険事務所の記録によると、A社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和28年11月1日とされており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所ではない。

2 申立期間②について、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録によると、D社（B社の前身の事業所とみられ、昭和50年5月23日にE社へ名称変更）の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和28年8月1日とされており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人は、申立期間②当時の同僚の氏名を姓又は名の方しか記憶していないため、当該同僚のD社での厚生年金保険の加入の有無が確認できない上、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚からは、申立期間②における申立人の勤務実態及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

さらに、社会保険事務所が保管するF社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、申立期間②のうち、昭和27年4月14日から同年5月11日まで、同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

3 申立期間③について、商業登記簿謄本によると、C社は、申立期間③のうち、昭和29年8月4日から存在していたことは確認できるが、社会保険事務所の記録によると、同社は、申立期間③及びそれ以外の期間において厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、商業登記簿等により確認できる事業主とみられる者は、社会保険庁の記録によると、申立期間③において厚生年金保険被保険者として確認できない。

さらに、申立人は、申立期間③当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間③における申立人の勤務実態及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月31日から31年4月1日まで

私は、A社に昭和28年11月1日から31年4月1日まで継続して勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が29年5月31日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社には2年間以上勤務していた旨を主張している。

しかし、当時の同僚の供述からは、申立人がA社に勤務していたことは確認できるものの、申立人の同社における勤務期間を特定することはできず、申立期間における申立人の勤務実態等は確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、申立期間当時、同社で厚生年金保険に加入している同僚の標準報酬月額は、昭和29年10月に定時決定された記録が確認できるものの、申立人については当該記録は確認できず、申立期間において申立人は厚生年金保険に未加入であったと考えても不自然ではない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、当時の同僚等からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての供述は得られず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。